

# 墨田区消費者ニュース

令和2年2月発行 第159号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## 住宅リフォームの悪質な

## 「点検商法」に注意しましょう！！

「点検商法」とは、消費者の不安な気持ちをおおる手口です！

勧誘の手口は...

今日は無料（又は特別価格）で点検に来ました。  
〇〇などに不具合が見つかりました。  
このまま放置しておく、大変なことになりますよ。  
心配ですから、ほかのところも点検しますよ。

...誘いに乗ると、次から次へと実際には必要のないいくつものリフォーム工事を勧められることも！



ひとりで悩まず、まずは、【すみだ消費者センター】に相談しましょう！

### 「消費者講座」

### お金の知識と理解について！

参加費無料

金融知識を身につけて、トラブルにあわないようにしましょう！

日時 令和2年3月16日(月) 午後2時～3時30分

会場 すみだリバーサイドホール会議室(墨田区役所1階併設)

講師 武内 正尚氏(東京東信用金庫お客様サポート部)

対象 区内在住在働在学の方

定員 先着50名

申込 2月12日(水)午前9時から すみだ消費者センター TEL03-5608-1516 へ

## フリマサービスでのトラブルが急増！

～ トラブルの解決は当事者間で図ります ～

### 【相談事例】

欲しかったコートがフリマアプリに出品されていたので1万円で購入した。

コートが届いたので出品者の評価をして取引を完了した。コートを見たら、新品と表示されていたのにタグがなく着用しているような感じに見えた。

出品者に返品したいと連絡したが、「タグは取ってしまったが一度も着用していない」と断られてしまった。

### 【アドバイス】

消費者センターには、フリマアプリを利用してトラブルになったという相談が購入者や出品者から寄せられています。

運営事業者はサービスの場を提供しているだけで、個人同士のトラブルに介入していません。そのため当事者間で解決するようと言われ、サイト内の利用規約にもその旨が記載されています。トラブルの内容によって対応されることもあります。難しいケースがほとんどです。

相談事例では、相談者自ら取引を完了したため返品できませんでした。

フリマサービスやネットオークションを利用する際には、商品を確認してから取引完了の操作を行いましょう。また、見えない人との取引はリスクがあることを承知して利用することが大切です。

## すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

